

令和 9 ・ 1 0 年度建設工事 競争入札参加資格審査申請手続きの手引き

三原市企画財政部契約課

1 資格審査

令和 9 ・ 1 0 年度において三原市が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書を所定の期日までに提出してください。

2 申請者の資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格の審査を申請することができません。

- (1) 申請しようとする業種について、建設業法（昭和第 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者。
- (2) 申請しようとする業種について、法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。
- (3) 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がない者。
- (4) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに本市の市税の滞納がある者。
- (5) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- (6) 経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかった者。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者。（届出の義務がないものを除く）
 - ア 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 7 条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 4 8 条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 2 7 条の規定による届出の義務※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。

3 申請期間

【電子申請】

令和 8 年 1 1 月 2 日（月）～令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）
（ただし土・日曜日及び祝日を除く 9：00～17：00）
添付書類の提出期限 令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）

【書面申請】

令和 8 年 1 1 月 2 日（月）～令和 8 年 1 1 月 3 0 日（月）
（ただし土・日曜日及び祝日を除く 9：00～12：00、13：00～17：00）

【申請時に有効となる経営事項審査の総合評価値通知書等の審査基準日】

令和 7 年 4 月 1 日以降の最新のもの

※電子申請の添付書類の提出及び書面申請は令和 8 年 1 1 月 3 0 日必着とします。

※原則、受付票は交付しません。

ただし、受付票としての返信用ハガキ（もしくは任意様式の受付票と切手付きの封筒）を用意された場合にのみ、受付票の押印・返送に応じます。

4 申請方法

原則、電子入札等システムを利用して申請を行ってください。

ただし、次のいずれかの理由に該当する場合は、書面申請ができます。

- (1) 電子入札等システムの利用者登録を済ませている者で当該期間中、システム障害等のやむを得ない理由により電子入札等システムを利用できない場合。
- (2) 電子入札等システムの利用者登録中で、申請の日までに「電子入札等システム利用者基本規約」第 5 条に規定する利用開始申請を提出している場合。

(登録完了後、三原市契約課にご連絡ください。)

(3) 市内業者で電子入札等システムの利用者登録をしていない場合。(随意契約のみを希望する場合)

申請者の区分	提出方法	提出場所	受付時間
電子申請	「電子入札等システム」で広島県に申請し、共通書類を提出するとともに、三原市独自の添付書類を三原市企画財政部契約課へ郵送又は持参してください。(注1)(注2)	【郵送】 三原市企画財政部契約課 【持参】 三原市役所4階 契約課	9時から12時 13時から17時
書面申請	添付書類を三原市企画財政部契約課へ郵送又は持参してください。(注1)	【郵送】 三原市企画財政部契約課 【持参】 三原市役所4階 契約課	9時から12時 13時から17時

※窓口が混雑し、各業者の皆さまに長時間お待ちいただく場合も想定されるため、原則、郵送での提出をお願いします。

注1 送付先

〒723-8601

三原市港町三丁目5番1号

三原市企画財政部契約課 契約係(工事担当)

(発送方法は指定しません)

注2 電子申請の詳細については、広島県のホームページでご確認ください。

・令和9・10年度 入札参加資格審査申請手続きについて(広島県)

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

また、電子申請におけるパソコンの設定方法や、電子入札等システムの操作方法については、電子入札等ヘルプデスク(電話 0570-550215)にお問い合わせください。

・広島県の調達情報

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

5 資格審査申請書及び添付書類

三原市に提出する添付書類は表のとおりです。様式の定められているものは所定の様式で1部提出してください。(ファイル綴じの必要はありません。)

(「○」は提出が必要、「△」は該当者のみ提出が必要、「－」は提出不要を示しています。)

(市内業者とは、市内本店または契約権限が委任された支店等を市内に有するもののことです。)

番号	添付書類		様式等	提出の要否	
	項目	備考		電子	書面
1	送信完了 兼 受付票	「電子入札等システム」により発行されたもの		○	－
2	資格審査申請書	この度は当初申請のため、全者新規に○をする	様式第1号	○	○
3	建設業許可証明書又は通知書	証明書の場合は、申請日の3か月前の日以降に発行されたもの(写し可)		－	○
4-1	必要な経営事項審査の総合評価値通知書の写し	経営事項審査に係る建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4の総合評価値通知書の写し ※審査基準日が令和7年4月1日以降の最新のもの		○	○

5-1-1	市税等に関する誓約書兼同意書	三原市に納税義務がある者（特別徴収義務のみを有する者を含む。）がこちらに該当します	様式第2号 注1	一 注2	△
5-1-2	納税等に関する誓約書	三原市に納税義務がない者（特別徴収義務のみを有する者を含まない。）がこちらに該当します	様式第2号	一	△
5-2	消費税及び地方消費税の納税証明書	消費税及び地方消費税の納税証明書[その3]または[その3の3]（写し可） ※申請日の3か月前の日以降に発行されたもの	注3	一 注2	○
6-1	委任状	代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面（原本） ※委任先の支店等で持っている建設業の許可業種のみ登録の申請ができます	様式第3号	△	△
6-2	営業所一覧	委任状で委任した営業所が記載されている建設業許可申請書別紙二の写し 申請日時点で最新のもの ※委任する場合のみ		△	△
7	専任技術者証明書・専任技術者一覧表等	建設業許可の申請・更新時に提出したものの写し 申請日時点で最新のもの		○ 市内のみ	○ 市内のみ
8	商業登記簿謄本又は身分証明書	法人 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの（写し可） 個人 本籍地の役所において発行する証明書 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの（写し可）		○	○
9-1	印鑑証明書	申請日の3か月前の日以降に発行されたもの（写し可）		○	○
9-2	使用印鑑届		様式第4号	○	○
10	主観的事項審査申請書	申請する者のみ提出 申請書記載の評価項目に応じた添付書類も提出すること	様式第5号	△ 市内のみ	△ 市内のみ
11	認定通知書送付用封筒	封筒に申請者名と住所を記入し、110円切手を貼付すること ※測量及び建設コンサルタント等業務にも申請する者で送付先が同じ場合は併せて1通でもよい		○ 市内のみ	○ 市内のみ
12	書面申請申立書		様式第6号	一	○

注1 市税の納税証明書は、このたびから誓約書兼同意書とします。
よって、税制収納課（市役所2階）での「市税の納税証明書」の発行は必要ありません。

注2 納税義務がある場合は、県へ提出してください。（電子申請の共通書類）

注3 広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則e-Tax（WEB版）を使用した、オンライン請求としています。オンライン請求の方法については以下の通りです。

- (1) 電子証明書とe-TaxのIDを使用することでPDF形式の電子納税証明書を取得する方法
電子入札に使用する電子証明書を使用することで請求でき、来署することなくデータで取得した電子納税証明書をデータのまま添付または印刷（何枚でも可）して書面にて使用することが可能です。
- (2) 電子証明書を使用せずe-TaxのIDを使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得する方法
e-TaxのIDと暗証番号（法人または申請される代理人の方の）のみを使用することで請求でき、指定した来署予定日に待ち時間を短縮して受け取ることが可能です。
 - ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。
 - ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。
 - ・国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）を参照してください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

6 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、市内申請業者に限り、通知します。

市外申請業者は、入札参加資格者名簿に登録し、市のホームページで名簿を公表することをもって、認定通知に代えます。（※認定通知書は交付しません。）

名簿の公表時期は令和9年3月下旬予定です。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。入札参加資格の取消しを受けた者は、令和9年度及び令和10年度において再び資格の認定を受けることができません。また、令和11年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の認定を受けることができません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格は令和9年4月1日から令和11年3月31日まで有効です。

ただし、この資格は、令和11年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

(4) 格付（ランク）について

令和9・10年度中に経営事項審査の総合評定値に変更があっても、入札参加資格の有効期間中は当初に認定された格付からの変更はできません。

(5) 建設工事入札参加資格者名簿の委託業務等での使用について

建設工事入札参加資格者名簿は、委託業務及び修繕業務等に係る入札及び随意契約の業者選定に使用することがあります。

- （例）道路維持修繕業務委託（路線）、道路巡視業務委託：土木一式
道路維持修繕業務委託（照明）：電気
樹木管理業務委託：造園

(6) 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査目的に利用し、その他の目的では利用しません。